

## ○豊明市電子入札実施要領

平成19年9月11日

決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、豊明市契約規則（昭和47年豊明市規則第16号）及びあいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約（以下「利用規約」という。）の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（CALS/EC） あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連の事務手続きを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステム（以下「電子調達システム」という。）をいう。
- (2) 電子入札サブシステム 電子調達システムを構築する各システムのうち、指名通知、入札・開札及び落札者決定までの手続きを処理するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札サブシステムを使用して行う入札・開札等の手続きをいう。
- (4) 紙入札 電子入札サブシステムを使用しないで書面により行う入札・開札等の手続きをいう。
- (5) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子調達システムに対応しているカードをいう。
- (6) 設計業務等 利用規約に定める設計・測量・建設コンサルタント等の業務をいう。
- (7) 開札場所 開札に使用するパソコンが設置されている事務室又は会

議室をいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札を行うことができる入札方式は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

区分	入札方式
建設工事	制限付き一般競争入札 公募型指名競争入札 指名競争入札 随意契約
設計業務等	指名競争入札 随意契約

2 電子入札対象案件は、入札公告又は指名競争入札に関する通知書に電子入札対象案件である旨を明示するものとする。

(利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者は、ICカードにより、電子入札サブシステムに企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報を登録しなければならない。

2 前項により登録したICカードが失効した場合は、新たに取得したICカードにより、再度利用者登録を行うものとする。

3 利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録の変更を行わなければならない。

(電子入札サブシステムの利用)

第5条 電子入札サブシステムを利用することができる者は、豊明市工事等競争入札参加資格を有している者で、前条により電子調達システムに利用者登録を行った者とする。

(電子入札に使用するICカード)

第6条 ICカードの名義人は、豊明市競争入札参加資格者名簿に登録された代表者又は代表者から入札（見積り）及び契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

2 特定共同企業体は、単体企業用として利用者登録された代表構成員の代表

者又は受任者の名義のICカードで、特定共同企業体名により電子入札に参加するものとする。

- 3 名義人の変更事由が発生した場合は、新たな名義人によるICカードの再取得を行うまでは電子入札に参加することができない。
- 4 市長は、入札参加者がICカードを不正に使用した場合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる措置をとることができる。
  - (1) 開札までに不正使用が判明した場合 入札参加案件への入札参加資格の取消し。ただし、すでに入札済みのものについては当該入札の無効
  - (2) 落札決定後に契約締結前までに不正使用が判明した場合 落札決定の取消し
  - (3) 契約締結後に不正使用が判明した場合 契約の解除  
(入札参加申請書等の提出)

第7条 第5条の規定により電子調達システムに登録した者のうち電子入札により実施される制限付き一般競争入札又は公募型指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加申請の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、前項により入札参加申請書を提出するときは、競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を電子入札サブシステムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとする。この場合、ファイル容量は原則として1MB（メガバイト）以内とする。
- 3 資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、次のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用アプリケーション	ファイル形式
Word (Microsoft Corp.)	DOC、DOCX形式
Excel (Microsoft Corp.)	XLS、XLSX形式
その他	PDF形式 画像ファイル（JPEG、TIFF又はGIF形式） 圧縮ファイル（LZH、ZIP又はCAB形式。ただし、

自己解凍形式（EXE形式）は認めない。）

- 4 第2項の規定にかかわらず、電子ファイルで提出する資料の容量が1MBを超えるときは、書面より提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。
- 5 入札参加者は、すでに提出した資料に誤りがあったときは、第7条第1項の受付期間内に市長に資料の再提出の申し入れを行い、承認を得た場合は、資料を再提出することができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。
- 6 入札参加者は、資料を提出するときは、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、入札参加申請書に添付する際に必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。
- 7 市長は、入札参加申請書に添付された資料にウィルス感染があったときは、直ちに閲覧を中止し、速やかに入札参加者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。
- 8 市長は、都合により入札参加申請の受付締切日時を変更する場合は、既に入札参加申請書等を提出した入札参加者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じて市のホームページ等に掲載するものとする。

（入札書の提出）

第8条 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

- 2 電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は指名通知書に記載の日時とする。
- 3 予定価格の制限の範囲内の入札価格がなかった場合における再度入札に係る入札書受付締切日時及び開札日時は、市長が指定するものとする。この場合において、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において、再度入札に参加できるものとする。

（工事費内訳書の提出）

第9条 工事費内訳書の提出が必要な電子入札案件については、市長が指定す

る様式で、電子入札サブシステムにより入札書に添付して提出するものとする。

- 2 工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、第7条第2項及び第3項に準ずるものとし、ファイル数は1ファイルとする。ただし、1MBを超える場合の提出方法は、第7条第4項に準ずるものとする。
- 3 工事費内訳書の提出期限は、入札書受付締切日時と同一とする。ただし、再提出は、原則として認めないものとする。
- 4 工事費内訳書に係るウィルス対策については、第7条第6項に準ずるものとする。

(紙入札での参加)

第10条 電子入札案件において、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合は、紙入札により当該電子入札案件に参加することができる。

- (1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合
  - (2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合
  - (3) パソコン等のシステム障害により電子入札サブシステムに接続できない場合
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合
- 2 前項により紙入札での参加を希望する入札参加者は、入札書受付締切日時までに紙入札参加承認願(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は、前項により紙入札参加承認願が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、紙入札参加審査結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。
  - 4 市長は、前項により紙入札による参加を承認したときは、当該入札参加者を紙入札業者として登録し、当該電子入札案件について承認時以降の電子入札に係る作業は行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しないものとする。

5 第3項の規定により、紙入札での参加が承認された入札参加者は、次の各号に定める方法で紙入札を行うものとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 使用印鑑届が提出されている場合は、その印鑑を使用する。ただし、使用印鑑届が未提出又は提出後に変更された場合は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑を使用する。

(2) 入札については、入札書(様式第3号)を使用し、当該入札書には電子くじ番号(任意の3桁の数字)を記載するものとする。

(3) 工事費内訳書の提出を要する案件については、入札書に工事費内訳書を添付して提出する。

(4) 入札参加申請の締切日時及び紙入札書の受付締切日時は、電子入札における当該締切日時と同一とする。

(入札の辞退)

第11条 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札書受付締切日時までに電子入札サブシステムにより辞退届を提出するものとする。ただし、紙入札参加承認願を提出し承認を受けている場合は、書面による辞退届を提出するものとする。

(入札参加資格の失効)

第12条 開札日までに指名停止の措置を受けた入札参加者は、入札参加資格を失うものとする。ただし、共同企業体の構成員が指名停止の措置を受けた場合は、当該共同企業体についても入札参加資格を失うものとする。

2 入札参加資格を失った入札参加者がすでに入札書を送信していた場合には、当該入札を無効とする。

(開札)

第13条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、電子入札サブシステムにより行うものとする。

2 入札参加者は、開札に立会うことができるものとする。

3 紙入札による入札参加者があるときは、当該入札参加者を開札に立会わせた上で紙入札書を電子入札サブシステムに登録し、一括して開札を行うものとする。

4 開札に立会う入札参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立会わせるものとする。ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、この限りでない。

5 開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あった場合は、電子入札サブシステムにおける電子くじにより落札者を決定するものとする。ただし、入札書にくじ番号の入力又は記載がない場合は、入札書の到着順に電子入札サブシステムに「999」を登録する。

(入札の無効)

第14条 豊明市契約規則第12条各号又は次の各号のいずれかに該当する電子入札は、無効とする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札

(2) 電子署名及び電子証明書のない入札

(3) 特定共同企業体において、代表者名義のICカードによらない入札

(4) 特定共同企業体において、特定共同企業体名の入力のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札

(5) 工事費内訳書の提出が必要な電子入札案件において、工事費内訳書の添付のない入札又は工事費内訳書に記載のない入札

2 同一の電子入札案件において、電子入札及び紙入札による入札書の提出をした場合は、いずれの入札も無効とする。

(責任の範囲)

第15条 電子入札において、入札参加申請書、入札（見積）書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。

2 入札参加者は、申請書、入札（見積）書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第16条 電子入札に使用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子入札システムの使用ができなくなった場合は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 短時間の障害で復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合 必要に応じて入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合 紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の送受信が完了している場合にあつては、有効なものとして取扱い、再度の交付又は受領は要しないものとし、すでに送信された入札書がある場合にあつては、開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年5月13日）

この要領は、平成21年5月14日から施行する。

附 則（平成24年1月27日）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（平成28年1月21日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。